

第7章

便利で快適な人にやさしいまち

施策 29

地域の特色を生かしたバランスの良いまちをつくる

前期基本計画での取組状況

本市は、平成20年度に先導的都市環境形成促進事業(エコまちづくり)に採択され、平成22年に中心市街地の都市環境改善についての取組の方向性を示した熊谷市都市環境改善基本計画(エコまちづくり熊谷)を策定し、「環境への負荷が少ない、ひと中心のまちづくり」の実現を目指し、事業実施に向け検討を進めてきました。

また、中心市街地の活性化に向けた取組を展開するため、中心市街地活性化基本計画の策定を進め、国の認定に向けて官民一体の協議会が組織されました。この中で中心市街地の核となる施設として県と共同で進める北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備や、星川を軸とした活性化事業、自転車道整備等を盛り込むなど、にぎわい再生に向けた計画策定を進めてきました。

一方、現在施行中の籠原中央第一、上石第一及び上之地区の土地区画整理事業においては、それぞれ家屋等の移転や街路の築造などの進捗を図りつつ、上之地区では事業推進方策等の検討を行いました。

また、市街化調整区域では、個性豊かで住み良いまちづくりを進めるため、田園まちづくり条例により7地区を指定しました。

現状と課題

本市は、中心市街地や籠原駅周辺地区、大里・妻沼・江南地区の拠点などにより20万都市としての骨格を形成しています。

中心市街地においては、熊谷駅東地区市街地再開発事業が完了し、駅周辺の都市的土地利用は進みましたが、中心市街地全体のにぎわいの創出には至っていません。このため新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、官民一体で取り組むことで中心市街地全体のにぎわいの創出を進めています。この計画の中で核的施設となる北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備も進められます。

一方、市街化調整区域では、地域住民などが主体となり、既存の集落と文化、歴史、自然等の資産を生かした、田園地区のまちづくりが進められていますが、社会のニーズや都市インフラの整備などと柔軟に連動した秩序ある土地利用転換も求められています。

今後は、中心市街地活性化基本計画に沿った活性化事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする面的整備事業、地区の特性にあったよりきめ細やかな対応のための地区計画などを活用し、首都圏の一翼を担うにふさわしい都市機能の集積や、地域の特色を生かしたまちづくりを進める必要があります。

基本方針

市街地の合理的な土地利用、都市環境の改善、既存ストックを有効利用した土地利用を促進するため、中心市街地においては、中心市街地活性化基本計画に基づき、都市機能の集積を図り、歩いて暮らせるコンパクトシティの形成に向けたまちづくりを進めます。また、地区の特性に合わせたまちづくりとして地区計画の指定拡大などに努めます。

施策の体系



単施設

51 魅力的な中心市街地を整備する

中心市街地活性化基本計画に基づき、活性化策を実施するとともに、土地の高度利用や都市機能の集約を図り、災害に強く魅力のある、県北の拠点にふさわしい中心市街地を整備します。併せて、市街地縁辺部への大規模集客施設の立地を制限するなど、都市機能の適切な立地誘導を図ります。

主な事業

- ・ 中心市街地活性化基本計画の推進
- ・ 北部地域振興交流拠点施設(仮称)の整備
- ・ 市街地再開発事業(優良建築物等整備事業)の促進
- ・ 中心市街地道路空間整備事業
- ・ 準工業地域への大規模集客施設の立地制限

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値10年後)
駅前がにぎやかだと思う市民の割合	41%	45%	30%	40% (50%)
空き店舗の活用	2件	4件	5件	8件 (6件)



星川あおぞら市

単  
位  
施  
策

52 個性あるまちづくりを推進する

各地域の個性豊かなまちづくりを進めるため、市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランを見直します。また、地区レベルのまちづくり手法としての地区計画や田園地区まちづくり条例などを活用し、市街化区域、市街化調整区域の特性や、社会のニーズや状況変化に応じた秩序あるまちづくりを進めます。

主  
な  
事  
業

- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・地区計画の推進

成 果 指 標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値	現 状 値	後期 めざそう値 (前期基本計画での めざそう値 10年後)
地区計画の面積	258ha	265ha	258ha	290ha (275ha) ↑



仲町・本町周辺

単  
位  
施  
策

53 土地区画整理事業を推進する

現在施行中の土地区画整理事業の早期完成を目指し、事業計画を適宜見直し、事業を推進します。

主  
な  
事  
業

- ・籠原中央第一地区、上石第一地区、上之地区の各土地区画整理事業の推進

成 果 指 標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値	現 状 値	後期 めざそう値 (前期基本計画での めざそう値 10年後)
土地利用開始面積	18ha	23ha	24ha	35ha (30ha) ↑



籠原中央第一地区



施策  
30

熊谷らしい景観をつくる

前期基本計画での取組状況

本市は、平成 19 年に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 22 年 1 月には景観計画及び景観条例を施行し、市民への周知を図ってきました。

また、平成 23 年度に埼玉県から「歴史のみち景観モデル地区」に選定された妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区については、熊谷市景観審議会からの提言、景観講演会や景観まちあるきイベントの実施などを通じて、地域による景観まちづくり活動の支援をしてきました。

さらに、「あなたの好きなくまがや」をテーマに、熊谷駅など市内 4 施設で景観写真展を開催し、全市域、全市民を対象とした啓発事業と景観資源の発掘も進めています。

現状と課題

本市は、戦災復興土地区画整理事業等により形づくられた中心市街地の街並み、妻沼地区の国宝歓喜院聖天堂を擁する聖天山を中心とした門前町の面影を残す街並み、大里地区の田園風景、江南地区に残る平地林や斜面林など、貴重な資産を生み出してきました。

私たちは、この貴重な財産を保全し、発展させ、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、街の顔でもある熊谷駅前などになじまない広告看板の設置や、市街地周辺の景観を損ねる開発などが、良好な街並みや田園風景に影響を及ぼしています。

これらの状況を踏まえ、景観計画の実現にあたっては、市民・事業者・行政等がそれぞれの責務を認識し、協働で取り組むため、「熊谷市景観計画」に沿って、今後、総合的・体系的に良好な景観形成の取組を進めていきますが、現段階においては「熊谷らしい景観、地域らしい景観とはなにか」を考える機会を幅広く提供していく必要があります。



景観まち歩き事業

基本方針

熊谷を美しく快適で魅力ある都市とするために、市域全体の景観のレベルアップを図るとともに、歴史・文化、都市としての風格など、熊谷の特性を生かした景観形成に努めます。

施策の体系

熊谷らしい景観をつくる

54 熊谷らしい都市、歴史、田園景観をつくる

単施策

54 熊谷らしい都市、歴史、田園景観をつくる

景観計画に基づき、景観形成上重要な景観資源について、その発掘、保全及び創造に努めるとともに、市民・事業者・行政等の協働による景観形成を推進します。

また、本市に関わる多くの人々が景観に関心をもち、情報を共有することが重要であることから、景観を知る・体感するといった活動の推進、様々な媒体を用いて積極的な情報発信を推進し、地域主体による景観形成を促進します。

主な事業

- ・熊谷景観資産等の選定
- ・景観協働育成地区の指定
- ・景観まち歩きルートと案内誘導板等の設置の検討

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値 10 年後)
熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	41%	45%	47%	52% (50%) ↑



くまがや景観写真展より

施策  
31

人にやさしいユニバーサルデザインのまちをつくる

前期基本計画での取組状況

「熊谷市交通バリアフリー基本構想」で設定した特定経路において、歩道の段差を解消し、視覚障害者誘導用ブロック及びUDブロックを設置するとともに、障害者団体や警察、道路管理者、交通事業者の参加による整備状況の点検(バリアフリー点検)を行いました。

また、熊谷駅周辺の主要な交差点には、**エスコートゾーン**<sup>注1</sup>や交差点の距離や信号の変化を音声で案内する「歩行者支援情報システム」を設置しました。

現状と課題

私たちが暮らす社会には、年齢や性別、健康状態などが違ったいろいろな人がいます。その人々が、暮らしのあらゆる場面で不満なく生活できたら、それはとても素敵な社会です。

**ユニバーサルデザイン**<sup>注2</sup>とは、様々な個性や能力にかかわらずあらゆる人にとって使いやすいこと(もの)をいい、まさにやさしさを提供することに他なりません。

私たちのまちの中には、さまざまな障壁(バリアー)<sup>注3</sup>があります。

このため、「熊谷市交通バリアフリー基本構想」に基づき、まちの中から障壁をなくす**バリアフリー**<sup>注3</sup>化を進めるとともに、市民や各事業者の参加による整備状況の点検にも取り組んできました。

本市でも、高齢化率が既に23%となっており、今後、さらに高齢化が進むものと思われます。このため、既存の障壁の撤去と、ユニバーサルデザインの発想に基づいたまちづくりを計画的に進める必要があります。

また、平成18年に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づき、新たなバリアフリー基本構想を策定する必要があります。



熊谷UDブロック

注1 エスコートゾーン：横断歩道上に、視覚障害者が安全に、最短距離で横断歩道を渡ることができるように敷設された視覚障害者誘導用ブロック。  
注2 ユニバーサルデザイン：障害の有無などに関わらず、すべての人が利用しやすいように製品、建物や都市施設などをデザインすること。  
注3 バリアフリー：高齢者や障害のある人など、だれもが、社会生活をしていく上で障壁(バリアー)となるものを除去すること。

基本方針

ユニバーサルデザインの見地からまちづくりを計画します。また、ユニバーサルデザインの普及・啓発を推進し、人にやさしいまちづくりを進めます。

熊谷市交通バリアフリー基本構想に基づき、交通・道路管理者、公共交通事業者及び道路利用者などとの調整や啓発活動を行います。

施策の体系

人にやさしいユニバーサルデザインのまちをつくる

55 ユニバーサルデザインのまちをつくる

単 位 施 策

55 ユニバーサルデザインのまちをつくる

すべての人が利用しやすく、住みやすいまちづくりを進めます。また、熊谷市交通バリアフリー基本構想に基づき、熊谷駅周辺及び籠原駅周辺のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー法に基づく基本構想策定に向けて検討します。

主 な 事 業

- ・ユニバーサルデザインの普及・啓発
- ・バリアフリー化事業の推進
- ・公共施設のバリアフリー化
- ・バリアフリー基本構想の策定

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現 状 値	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値10年後)
熊谷UDブロックが設置された交差点の割合	51%	65%	65%	100% (100%)
エスコートゾーンが設置された交差点の割合	—	—	20%	50%
ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	18%	30%	18%	50% (50%)



エスコートゾーン



施策  
32

便利に使える生活道路を整備する

前期基本計画での取組状況

安全で安心な生活道路を計画的に整備するため、道路の改修や維持に要する費用の最小化を念頭に、道路事業評価システム等を用いて、地域住民の理解と協力を得ながら、舗装新設や側溝整備、道路改良工事を実施しました。

また、全国的に生活道路において子どもが被害者となる交通事故が多発していることから、通学路における安全対策事業を実施するほか、指定区域内の生活道路を30キロ規制とする「ゾーン30<sup>※1</sup>」を推進するため、市内5か所を指定し、順次整備を進めています。

現状と課題

市道の中でも生活道路は、通勤、通学、買物等に利用され、市民の日常生活を支える最も身近な道路です。また、上下水道、ガスなどのライフライン<sup>※2</sup>の収容空間であるとともに、災害時の防災空間を形成するなど重要な役割を果たしています。

しかし、住宅化の進展や自動車交通量の増加に伴い幅員が十分でない道路もあり、防災面や生活環境面からも、生活道路の改良を積極的に進める必要があります。

また、市民生活の質の向上と多様化が進む中、市民のニーズにあった改修を行い、より効果のある道路利用を生み出し、便利な生活道路環境を創出することが今後の課題となっています。



整備された生活道路



注1 ゾーン30：生活道路における自動車などの速度を原則時速30キロに抑える交通安全対策。平成24年度から県内全域約170か所の整備を予定している。

注2 ライフライン：電気、水道、下水道、ガス、電話など日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称。

基本方針

安全で安心な生活道路を計画的に整備します。また、道路の改修や維持に要する費用を最小化するため、地域住民の理解と協力を得ながら、適切な時期に必要な維持・修繕を実施します。

施策の体系

便利に使える生活道路を整備する

56 生活道路の整備を進める

単位の施策

56 生活道路の整備を進める

地域の利便性及び通行の安全性を考慮した生活道路の改良、整備を行います。

主な事業

- ・生活道路の整備
- ・ゾーン30の推進
- ・通学路交通安全対策事業

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値10年後)
今後整備される生活道路の延長(累計) <sup>※3</sup>	—	20km	15.1km	40km (40km)
生活道路に満足している市民の割合	39%	45%	41.2%	50% (50%)



交通安全対策を実施した通学路

注3 今後整備される生活道路の延長(累計)：平成23年度末整備済み総延長は842.6kmです。

施策  
33

機能的な幹線道路を整備する

前期基本計画での取組状況

地域の連携強化を図る幹線道路である第2北大通線、幹線第3号線、年代ハッ口線の整備を進めました。第2北大通線は、第1期区間の整備が完成し、県道熊谷羽生線から東武熊谷線跡地を經由し、国道407号までの通行が可能となりました。引き続き、第2期区間の整備を進めます。

さらに、県が熊谷西環状線を事業着手し、この路線と連携する玉井東通線を事業着手しました。

現状と課題

本市は、国道17号・125号・140号・407号などの国道9路線、主要地方道9路線、一般県道22路線と幹線市道が結節し、古くから北関東の交通の要衝として発展してきました。

合併による地域間の連携を強化し、地域の均衡ある発展を支える道路ネットワークを形成するため、第2北大通線、幹線第3号線、年代ハッ口線、玉井東通線などの幹線道路の早期完成が求められています。

また、機能的で魅力あるまちづくりを進めるためには、地域間の連携強化を図る道路のほか、広域的な連携を図る道路網の整備についても検討する必要があります。



市道大里1号線

基本方針

地域の連携強化を図る幹線道路を計画的に整備するとともに、広域の連携を強化する道路網の整備について検討します。

歩道部については、自転車歩行者道としての整備を検討します。

施策の体系

機能的な幹線道路を整備する

57 幹線道路を計画的に整備する

単施策

57 幹線道路を計画的に整備する

都市基盤の骨格となる広域的なアクセス性を高め、地域の連携強化を図る幹線道路を積極的に整備します。

主な事業

・幹線道路の整備

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値10年後)
今後整備される幹線道路の延長 (累計) <sup>注1</sup>	—	5km	3km	10km (10km)



国道125号バイパス

注1 今後整備される幹線道路の延長(累計)：平成23年度末整備済み総延長は113.4kmです。



施策  
34

公共交通を充実する

前期基本計画での取組状況

熊谷市ゆうゆうバスをはじめとした本市の公共交通について協議し、公共交通に関する計画を検討するため、市民の代表者、交通事業者、行政等で構成する熊谷市地域公共交通会議を設置し、本市の公共交通を総合的かつ一体的に推進することの基本的方針などを定めた熊谷市地域公共交通総合連携計画を策定しました。

この計画に基づき、ゆうゆうバス2系統を新設するとともに、既存の4系統についても停留所増設、路線延長等を実施しました。

さらに、高齢者の運転による交通事故の減少を目指して、運転免許証を自主返納した70歳以上の市民には、ゆうゆうバス無料乗車証「ゆうゆうバス70」を交付しています。

現状と課題

市内の公共交通は、鉄道では、JR高崎線、上越・北陸(長野)新幹線及び秩父鉄道本線が走り、平成26年度には、JR高崎線が、東京駅へ乗り入れる予定で、現在運行している湘南新宿ラインとともに、東京以西への利便性が一段と向上します。

バスは、本市と周辺市町を繋ぐ幹線道路を中心に民間路線バスが運行し、補完する形でゆうゆうバスが市の補助により運行し、さらに、熊谷駅、籠原駅からは、成田空港・羽田空港・大阪方面などへの直行バスを利用することもできます。

また、ドア・ツー・ドアのサービスを提供できるタクシーは、一部の事業者で24時間の利用が可能となっています。

公共交通を市民の移動手段として確保し、さらに安全かつ快適で魅力あるものとしていくためには、地域、事業者及び行政がそれぞれの役割分担のもと、連携、協働して取り組み、持続可能な仕組みの確立を図る必要があります。

公共交通は、市民の通勤通学のみならず企業立地促進のために重要なインフラであり、高齢社会の進行や環境意識の高まりを背景とし、市民生活の移動手段の確保やノーマライゼーションの推進の観点から、その役割がますます重要となっています。

このため、本市の拠点性をさらに高める観点から、利用客の確保や沿線の土地利用のあり方を含め検討すべき課題となっています。



基本方針

本市の拠点性をさらに高めるため、鉄道事業者をはじめ、全ての公共交通事業者に引き続き輸送力増強と安全確保を求めています。

公共交通相互の連携など本市全体の公共交通について協議する地域公共交通会議の場を通じ、より多くの市民が利用しやすい公共交通となるよう検討を進めます。

特にゆうゆうバスに関しては、市民生活に即した公共交通とするため、地域の視点から停留所の増設等の運行方法の見直しを行います。

施策の体系

公共交通を充実する

58 公共交通を充実する

単 位 施 策

58 公共交通を充実する

駅舎や車両のバリアフリー化を進めるとともに、地域や利用者の視点から公共交通相互の連携や停留所の増設等、運行方法についての見直しを地域公共交通会議において協議し、地域、事業者及び行政で協働し進めていきます。

主 な 事 業

- ・熊谷市ゆうゆうバス運行の見直し
- ・超低床ノンステップバス導入促進補助事業
- ・駅バリアフリー化推進事業
- ・公共交通相互が連携するための環境整備
- ・公共交通情報の提供やモビリティ・マネジメント<sup>注1</sup>の実施

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現 状 値	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値10年後)
公共交通に満足している市民の割合	45%	50%	47.4%	55% (55%)
ゆうゆうバス利用者数	—	—	184,604人	225,000人



注1 モビリティ・マネジメント：交通問題を社会問題としてとらえ、自動車に頼らず公共交通機関や自転車などへの利用を自発的に促す取組。

施策  
35

人でのぎわう緑あふれる公園をつくる

前期基本計画での取組状況

健康増進や憩いの場として、新たな公園を整備するとともに、既存の公園を再生することで、安全で快適な公園の整備を行いました。

また、公園の魅力を高め、より市民に親しまれるように、**公園サポーター制度**<sup>注1</sup>により、地元自治会等と協働して維持管理を行うとともに、平成20年と23年には、熊谷さくら運動公園の多目的広場で多くの市民参加により、植樹を行いました。

現状と課題

現在市内には、市の管理する都市公園は132か所あり、これに国・県営の都市公園3か所を加えると計135か所、総面積では489ha、市民一人あたり約24㎡となります。これは、国の標準(都市公園法施行令)である10㎡を大きく上回り、県内屈指の都市公園を有する都市となっています。

公園の役割は多様であり、生活に潤いと安らぎをもたらすだけでなく、緑化による地球温暖化防止や災害時の避難場所としての役割も担っています。

また、公園利用者も、近年幅広い年代の利用があり、特に高齢者の利用が増えています。このため、今後の公園整備は、幅広い年代の利用者がいることを考慮し、安全で安心な、健康増進等にも利用できる公園として整備するとともに、ヒートアイランド対策としての緑化推進を図りながら、適切な配置に努める必要があります。

また、公園の魅力を高め、より市民に親しまれるためには、市民との協働で行う公園サポーター制度による公園等の維持管理や植樹・育樹活動が重要です。

基本方針

安全で快適な公園の整備を進めるとともに、地元自治会等に協力を求め、公園サポーター制度導入を推進します。

緑豊かで快適な環境を創造するための公園・緑地の維持管理に努めるとともに、緑化の推進を図ります。また、災害時の避難場所として活用します。

施策の体系

人でのぎわう緑あふれる公園をつくる

59 安全で快適な公園の整備と維持管理を推進する

単施策

59 安全で快適な公園の整備と維持管理を推進する

公園・緑地を整備し、市民や事業者が緑化や環境美化に参加できる体制を整えます。

主な事業

- ・公園・緑地の整備
- ・公園サポーター制度導入の推進
- ・公園などの緑化推進

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値10年後)
都市公園設置数	112か所	120か所	132か所	145か所 (125か所) ↑
公園サポーター制度を導入している割合	32%	80%	68%	80% (100%) ↓



公園サポーターによる花植え



植樹祭



別府沼の清掃

注1 公園サポーター制度：地元自治会等と協定を結び、住民と行政で協働して公園の維持管理を行うこと。



施策  
36

上下水道を整備する

前期基本計画での取組状況

上水道は、合併に伴い水道料金や各種業務を統合するとともに、浄・配水場運転管理業務及び水道料金収納業務などの民間委託についても拡大を図りました。

また、熊谷市水道ビジョンに基づく、熊谷市水道事業基本計画を平成 20 年度に策定し、計画に基づいて石綿セメント管を中心に老朽管の計画的な更新や耐震化を進め、石綿セメント管更新については、ほぼ完了しました。また、施設整備においては、吉岡浄水場に紫外線処理設備を設置し、より安全・安心な水道水の供給に努めました。

下水道は、熊谷市公共下水道事業中期経営計画に基づき整備を実施し、下水道の整備率は、前期のめざそう値 78%を上まわり、81.7%となりました。

現状と課題

上水道は、私たちに一番身近な都市施設といえます。このため、本市では、「安全でおいしい水の安定供給」に向け、数次にわたる拡張事業や配水管整備事業を推進してきました。これらの開設以来整備してきた水道施設は老朽化による更新時期を迎えています。

さらに、東日本大震災等の教訓から施設の耐震化、危機管理体制の強化や水の安全の確保がますます重要になるとともに、おいしい水の供給が求められるなど様々な課題があります。

これらを解決し「安全でおいしい水の安定供給」を持続するためには、熊谷市水道ビジョン及び熊谷市水道事業基本計画に基づき、より効率的な事業運営に努めることが必要になります。

下水道は、私たちが暮らすまちの生活環境を改善するとともに、**公共用水域**の水質保全のために不可欠な都市施設です。そして将来に向けた「健全な水環境」の構築のため、下水道事業を計画的かつ効率的に推進する必要があります。

また、永続的に下水道のサービスを提供していくため、老朽化した管渠やポンプ場施設などの維持管理にも重点を置き、整備改善を進めることが求められています。



東部浄水場を見学する小学生



吉岡浄水場の紫外線処理設備

注1 公共用水域：水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。

基本方針

「安全でおいしい水の安定供給」をさらに推進するため、熊谷市水道ビジョン及び熊谷市水道事業基本計画に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、施設の整備や更新を進めます。

また、計画的かつ重点的な下水道の整備を推進します。

施策の体系

上下水道を整備する

60 安全でおいしい水を安定供給する

61 下水道を整備する

単施策

60 安全でおいしい水を安定供給する

熊谷市水道ビジョン及び熊谷市水道事業基本計画に基づき、経営基盤を強化し、事業の効率的な運営を行います。また、老朽化した施設・設備の計画的な更新や耐震化を進めるとともに、維持管理体制を充実し、「安全でおいしい水」の安定供給を目指します。

主な事業

- ・老朽化した施設・設備の更新
- ・事業の民間委託拡大

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値10年後)
老朽管の交換整備率	70%	100%	99%	100% (100%)
水道水に満足している市民の割合	51%	55%	60%	65% (60%) ↑
浄・配水場の統廃合	—	—	17 施設	14 施設

単施策

61 下水道を整備する

下水道の計画的な整備や効率化を図ります。

主な事業

- ・流域関連公共下水道事業
- ・単独公共下水道事業

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値10年後)
下水道の整備率	73.9%	78%	81.7%	87% (83%) ↑

注2 老朽管：ここでは石綿セメント管をいう。

施策  
37

安心して暮らせる市営住宅を整備する

前期基本計画での取組状況

「熊谷市全域地域住宅計画」(平成 18 年度～ 22 年度)に基づき、地域住宅交付金制度による国の補助を活用して、市営住宅の計画的な修繕工事と駐車場の整備を行いました。

中層耐火住宅の外壁改修工事については、前期基本計画以前に 10 棟が改修済みであり、同計画の中で 10 棟の改修工事の施工を行い、駐車場についても、赤城町(21 台)・籠原(221 台)・大幡(257 台)の 3 団地の駐車場を整備しました。

平成 23 年度以後については、「熊谷市全域地域住宅計画(第 2 期)」(平成 23 年度～ 27 年度)を策定して、引き続き国の補助を活用して事業を進めることとしました。

現状と課題

本市の市営住宅は、平成 23 年度末現在、中妻、籠原、籠原八平前、大幡、赤城町、江波の 6 団地あり、管理戸数は 829 戸となっています。

多くが昭和 40～50 年代に建設されたもので、この 10 年間で半数以上の住宅が建替事業の目安となる耐用年数の 2 分の 1 を経過することになります。

今後は、計画的な保守点検と修繕を行うことにより、現在管理している建物の長寿命化と改修や維持に要する費用の縮減を図ることが求められています。

また、高齢者や障害者が住みやすい住宅、子育て世代に配慮した住宅についても、整備する必要があります。



外壁改修後の市営中妻住宅 1 号棟



外壁改修後の市営籠原住宅 3 号棟

基本方針

低廉で良好な市営住宅を提供し、子どもから高齢者まで安心して暮らせる住環境を整備します。

施策の体系

安心して暮らせる市営住宅を整備する

62 市営住宅を整備する

単位の施策

62 市営住宅を整備する

市営住宅を計画的に修繕し、建物の長寿命化と改修や維持に要する費用の縮減を図りながら、入居者が安心して暮らせる住環境を整備します。

主な事業

- ・中層耐火住宅の改修事業
- ・市営住宅の長寿命化

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期めざそう値 (前期基本計画でのめざそう値 10 年後)
市営住宅(中層耐火住宅)の改修棟数	10 棟	20 棟	20 棟	32 棟 (32 棟)